



路線バス事業者に対する文書警告について

この度、下記の一般乗合旅客自動車運送事業者に対して監査を行ったところ、法令違反が確認されたことにより文書による警告を行いましたので、お知らせします。

記

1. 事業者名及び営業所名

事業者名：山陽バス株式会社（法人番号4140001023544）

営業所名：垂水営業所（兵庫県神戸市垂水区清水が丘2丁目10番22号）

2. 詳細

○監査の実施日 平成29年9月20日

○監査の端緒

平成29年9月8日、当該営業所に所属する路線バスが当該営業所を出庫した後、名谷駅停留所に回送運行すべきところを、青山台停留所に向けて誤って回送運行していた。当該事業者が当該運行のドライブレコーダーの記録を確認した結果、乗務していた運転者が運転走行中に私物の携帯電話を使用して当該営業所に連絡していたことが発覚したため、当該事業者が同月13日に神戸運輸監理部兵庫陸運部へ事実関係の報告があり、同報告を受けて監査を実施。

○行政処分等

平成29年10月3日付け、神戸運輸監理部長名による文書による警告

〈違反の概要及び違反条項〉

- ・運転者に対する指導監督が一部不適切であった。〔運転者に対する指導監督義務違反〕
（道路運送法第27条第3項）（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）
（平成13年国土交通省告示第1676号「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」）

事業用自動車を運転する場合の心構えとして、「安全、確実な輸送が社会的使命であること」を認識させるとともに「交通事故を惹起した場合の社会的影響が大きいこと」、事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項として「道路運送法に基づき運転者が遵守すべき事項及び交通ルール等」を理解させておらず、「常に運転者の習得の程度を把握しながら指導及び監督を進める配慮」が適切に図られていなかった。

配布先
神戸海運記者クラブ

問い合わせ先
神戸運輸監理部 兵庫陸運部 監査部門
担当：喜多、江美
（電話）078-453-1105